

令和 3 年

第 2 回 市議会定例会

議案の説明資料

議 案 件 目

第 71 号議案	浜松市特定非営利活動促進法施行条例の一部改正について	1
第 72 号議案	浜松市市民協働センター条例の一部改正について	3
第 73 号議案	浜松市税条例等の一部改正について	4
第 74 号議案	浜松市介護保険条例の一部を改正する条例及び 浜松市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について	7
第 75 号議案	浜松市都市公園条例の一部改正について	8
第 76 号議案	浜松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の 一部改正について	11
第 77 号議案	浜松市美術館条例の一部改正について	12
第 78 号議案	住居表示に関する法律第 3 条第 1 項の規定による市街地の区域 及び住居表示の方法について	14
第 79 号議案	小字の廃止について	16
第 80 号議案	市有財産の無償譲渡について (北区・浜北区光ファイバケーブル設備及び付属施設)	18
報 第 2 号	専決処分の承認について (浜松市過疎地域自立促進事業基金に関する条例の 一部改正について)	20
報 第 3 号	専決処分の承認について (浜松市税条例の一部改正について)	21

浜松市特定非営利活動促進法施行条例の一部改正について

(提案理由)

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号。以下「法」という。）の一部改正に伴い、提出書類の見直し及び引用条項の整理を行うほか、所要の整備をするため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 役員報酬規程等の提出（第 14 条）

認定特定非営利活動法人からの提出書類のうち、役員報酬又は職員給与の支給に関する規程について、既に提出されている場合でその内容に変更がないときは、その旨を記載した書類の提出を不要とするものです。

2 引用条項の整理

第 3 条、第 6 条第 2 項及び第 10 条第 2 項中「法第 10 条第 3 項」を「法第 10 条第 4 項」に改めるものです。

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行するものです。

2 第 14 条の改正規定について、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 72 号）の施行の日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、同日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、従前の例によるものです。

浜松市市民協働センター条例の一部改正について

(提案理由)

浜松市市民協働センターにおいて、施設の利用促進及び市民活動団体等の活動の活性化を図るため、オンライン配信等の機材を備えたスタジオを新設することに伴い、利用料金を設定するため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

浜松市市民協働センター 2 階の一室をオンライン配信等の実施機能を備えた新たな貸室（スタジオ）として整備し、貸し出すため、利用料金を設定するものです。

利用区分		利用時間区分	午前9時から 午後6時まで 1時間につき	午後6時から 午後9時まで 1時間につき	午後9時から 午後9時30分 まで
第1研修室	市民活動団体		円 450	円 670	円 330
	その他		900	1,340	670
第2研修室	市民活動団体		400	600	300
	その他		810	1,210	600
第3研修室	市民活動団体		400	600	300
	その他		810	1,210	600
スタジオ	市民活動団体		<u>460</u>	<u>690</u>	<u>340</u>
	その他		<u>920</u>	<u>1,380</u>	<u>690</u>
ギャラリー占用利用	市民活動団体		280	410	200
	その他		560	830	410

(施行期日等)

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行するものです。

浜松市税条例等の一部改正について

(提案理由)

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）等の一部改正に伴い、個人市民税における住宅ローン控除の特例の延長等の措置、固定資産税における雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置、軽自動車税種別割におけるグリーン化特例（軽課）の見直し等所要の整備を行うため、浜松市税条例及び浜松市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものです。

(主な改正内容)

1 個人市民税

(1) 住宅ローン控除の特例の延長等の措置

ア 改正内容

所得税において、控除期間を 13 年間とする住宅ローン控除の特例の延長等の措置が講じられることに伴い、引き続き当該措置の対象者について、所得税から控除しきれなかった額を、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人市民税から控除するものです。

イ 適用

住宅ローン等を利用して住宅の取得等をした上で一定の期間に契約し、令和 3 年 1 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日までの間に自己の居住の用に供した場合に適用するものです。

(2) 医療費控除の特例の延長

ア 改正内容

セルフメディケーション税制について、その適用期限を 5 年間延長するものです。

イ 適用

令和 5 年度以後の年度分の個人市民税について適用するものです。

(3) 扶養親族の取扱いの見直し

ア 改正内容

扶養控除の国外居住親族の取扱いの見直しに伴い、非課税限度額等の基準の判定に用いる扶養親族の範囲についても同様の取扱いとするものです。

イ 適用

令和 6 年度以後の年度分の個人市民税について適用するものです。

2 固定資産税（課税標準の特例措置）

（1）改正内容

固定資産税における課税標準の特例措置（わがまち特例）を講ずるものです。

対象資産	特例割合
特定都市河川浸水被害対策法等に基づき、浸水被害対策のため整備された雨水貯留浸透施設	1 / 3

（2）適用

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日から令和6年3月31日までの間に取得された雨水貯留浸透施設について適用するものです。

3 軽自動車税（種別割のグリーン化特例の見直し）

（1）改正内容

グリーン化特例（軽課）について、対象車両を電気自動車等に重点化するとともに、燃費基準の切り替えを行った上で2年間延長するものです。

（2）適用

令和4年度以後の年度分の軽自動車税種別割について適用するものです。

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行するものです。ただし、以下の改正規定はそれぞれ記載の日から施行するものです。

- 1 個人市民税における医療費控除の特例に係る改正規定 令和4年1月1日
- 2 個人市民税における扶養親族に係る改正規定 令和6年1月1日
- 3 固定資産税における課税標準の特例措置に係る改正規定 特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日

(第 74 号議案の説明資料)

介護保険課
国保年金課

浜松市介護保険条例の一部を改正する条例及び浜松市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正について

(提案理由)

厚生労働省からの事務連絡（令和 3 年 3 月 12 日付）に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る介護保険料及び国民健康保険料の減免申請に対応をするため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対し、介護保険料及び国民健康保険料の減免申請の期限を市長が定められる規定について、対象を令和 3 年度分までの保険料に延長するものです。

延長の対象となる保険料は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの期間に納期限が到来するもの（令和 2 年度分及び令和 3 年度分に係るもの）です。

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行するものです。

浜松市都市公園条例の一部改正について

(提案理由)

平成 27 年度の使用料見直し方針に基づき、受益者負担水準の統一を図るため、雄踏総合公園の利用料金を見直すとともに、駐車場を一体的に管理するため、条例の一部を改正するものです。

また、遠州灘海浜公園江之島地区の新たな施設整備に伴い、既存のプールを廃止するため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 使用料の見直し

同種施設における料金の差異の解消を目的として、施設区分ごとに、現行単価を元に受益者負担率を考慮し設定した基準単価に統一を図るため、令和 3 年度末に指定管理者の更新を迎える雄踏総合公園の施設に限り行うものです。

また、今回の指定管理者の更新に合わせ、同公園の駐車場について使用料制から利用料金制に改めるため所要の整備を行うものです。

施設区分・施設名称等		利用料金 (円) (2 時間あたり)		
		改正前	改正後	
運動広場 (2 時間あたり基準単価 1, 780 円)				
雄踏総合公園 多目的スポーツ 広場	全面	一般	1,560	1,780
		小学校の児童及び中学校の生徒	780	890
	半面	一般	780	890
		小学校の児童及び中学校の生徒	390	440

2 施設の廃止

遠州灘海浜公園江之島地区にある屋外 25 m プール及び児童プールを廃止することに伴い、規定を削除するものです。

	概 要
(1) 名 称	遠州灘海浜公園江之島地区プール
(2) 建 築 年	昭和 60 年度
(3) 構 造	鉄筋コンクリート
(4) 施設概要	屋外 25m プール 1 箇所、児童プール 2 箇所
(5) 解体時期	令和 4 年度予定

(施行期日)

この条例は、令和4年4月1日から施行するものです。

(位置図)



雄踏総合公園多目的スポーツ広場位置図



遠州灘海浜公園江之島地区プール位置図

(第 76 号議案の説明資料)

上下水道総務課

浜松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

(提案理由)

浜松市公共下水道事業計画の変更(令和3年3月)に伴い、排水人口を変更するため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

第3条第2項第2号イ中「62万4,250人」を「63万2,340人」に改めるものです。

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行するものです。

浜松市美術館条例の一部改正について

(提案理由)

浜松市秋野不矩美術館の管理運営について、浜松市指定管理者制度の実施に関する基本方針（平成 29 年 4 月 1 日施行）に基づき指定管理者制度を導入するため、条例の一部を改正するものです。

項 目	適 用
指定管理者制度	○
公募	○
利用料金制	×

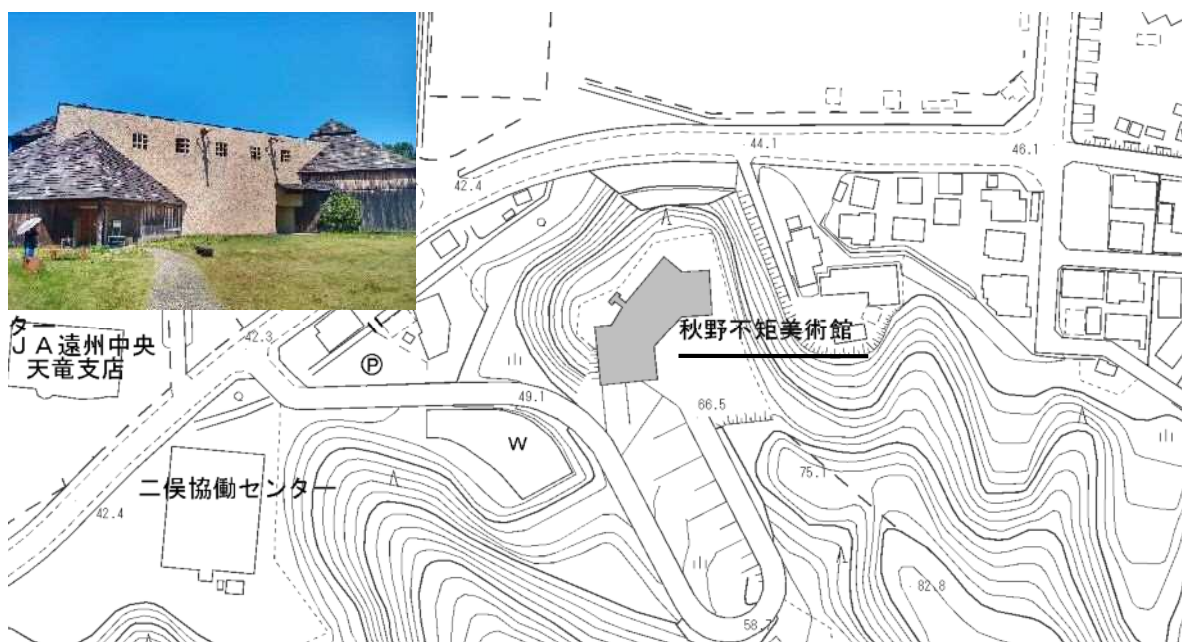
(改正内容)

令和 4 年 4 月 1 日から浜松市秋野不矩美術館の管理運営について、指定管理者制度を導入するものです。

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行するものです。
- 2 指定管理者の指定及び指定の手続きその他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができるとするものです。

<位置図>



<施設概要>

- ・施設名称 浜松市秋野不矩美術館
- ・所在地 浜松市天竜区二俣町二俣130番地
- ・敷地面積 19,306㎡
- ・延床面積 999㎡
- ・展示室 1階 第1展示室 151㎡
第2展示室 162㎡
2階 企画展示室 121㎡
- ・収蔵品数 409点

住居表示に関する法律第 3 条第 1 項の規定による市街地の区域及び住居表示の方法について

(提案理由)

住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法を定めるため、住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、提案するものです。

(提案内容)

- 1 市街地の区域
南区若林町の一部（別図のとおり）
- 2 住居表示の方法
街区方式
- 3 目的
地元要望に基づき、開発区域全体を 1 つの町に統合するため、所要の手続きを行うもの
- 4 その他
9 月定例会へ町の区域の変更（令和 4 年 2 月 1 日変更）に係る議案を提出予定



凡例	
開発事業区域	
町界 (現在)	
市街地の区域 (住居表示実施区域)	
町名 (現在)	

(第 79 号議案の説明資料)

文書行政課

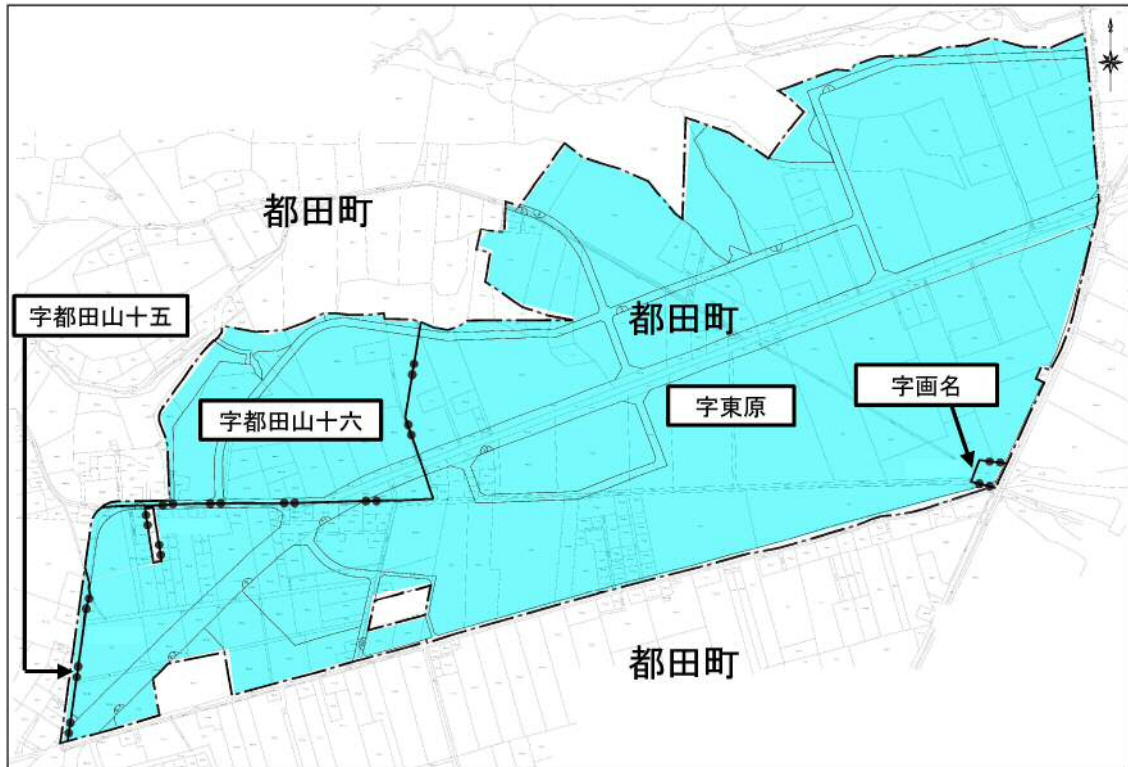
小字の廃止について

(提案理由)

都田川山土地区画整理事業に伴い、小字を廃止するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定に基づき、提案するものです。

(提案内容)

都田川山土地区画整理事業に伴い、当該土地区画整理事業についての換地処分の公告があった日の翌日から、小字を廃止するものです。（別図のとおり）



凡例	
— . —	都田川山土地区画 整理事業実施区域
字東原	小 字 名
— ● —	小 字 界

(小字の廃止)

都田川山土地区画整理事業実施区域の小字を廃止

〔 字東原 39 筆、字画名 1 筆、字都田山十五 2 筆、字都田山十六 315 筆及び、
これらの区域に隣接介在する道路である市有地の一部。 〕

市有財産の無償譲渡について(北区・浜北区光ファイバケーブル設備及び付属施設)

(提案理由)

今後設備更新が見込まれる光ファイバ設備及び付属施設を、整備当初から維持管理を委託していた通信事業者は無償譲渡することにより、市の財政的負担及び維持管理にかかる人的負担を削減するとともに、災害時の迅速な対応、効率的、効果的な整備、運営を実現するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものです。

所在地等	財産の概要	無償譲渡の相手先
浜松市北区 伊平地区 浜松市北区 引佐地区 浜松市浜北区 宮口地区 浜松市浜北区 中瀬地区	北区・浜北区光ファイバ網整備工事で構築した光ファイバケーブル設備及び付属設備 ・共用電源装置 ・光ケーブル試験装置 ・光伝送装置 ・集線装置 ・光成端架 ・自立型通信設備収容BOX ・線路・伝送設備 ・電柱 ・光ケーブル ・ドロップケーブル	浜松市中区板屋町 103番地3 西日本電信電話株式会社 浜松支店 支店長 片山義生

(譲渡の時期)

令和3年9月1日

(位置図)



(事業概要)

平成21年度、市内の光ファイバ網未整備地域を解消するため、国の助成制度（地域情報通信基盤整備推進交付金、地域活性・公共投資臨時交付金）を活用し、市が設備を整備し、民間通信事業者が光通信サービスを提供する、公設民営方式の整備を実施した。

整備事業は平成23年3月に完了し、同年4月以後、設備を借り受けた西日本電信電話株式会社が整備エリア内の市民に対し、サービス提供を行っている。

(報第 2 号の説明資料)

市民協働・地域政策課

専決処分の承認について（浜松市過疎地域自立促進事業基金に関する条例の一部改正について）

(報告要旨)

過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）の後継となる過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）が令和 3 年 3 月 31 日に公布され、4 月 1 日から施行されました。

浜松市過疎地域自立促進事業基金に関する条例の期限が令和 3 年 3 月 31 日であり、条例の期限の延長及び新法に対応した引用条項の整理を行う必要があったため、条例の一部改正について地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条の規定に基づき専決処分により措置したものを報告し、ご承認をお願いするものです。

(改正内容)

1 期限の延長

令和 3 年 3 月末をもって失効する条例の期限について、新法における過疎地域卒業団体への経過措置期限である令和 8 年度末まで延長するもの

2 引用条項の整理

(専決処分日)

令和 3 年 3 月 31 日

(施行期日)

この条例は、令和 3 年 3 月 31 日から施行したものです。ただし、第 2 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行したものです。

専決処分承認について（浜松市税条例の一部改正について）

(報告要旨)

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律7号）が令和3年3月31日に公布され、その一部については4月1日から施行されました。

このうち、一部の改正内容については令和3年4月1日から直ちに課税等の実務で対応する必要があったため、条例の一部改正について地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定に基づき専決処分により措置したものを報告し、ご承認をお願いするものです。

(改正内容)

1 固定資産税及び都市計画税

宅地等及び農地の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、据置年度において価格の下落修正を行う措置等、現行の仕組みを継続するもの

新型コロナウイルス感染症による納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずるもの

2 軽自動車税環境性能割

税率を1%軽減する臨時的軽減について、適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得した分を対象とするもの

3 その他、地方税法等の改正に伴う所要の整備

(専決処分日)

令和3年3月31日

(施行期日)

この条例は、令和3年4月1日から施行したものです。